

## 党則改正要綱

### 一 政務調査会の改組

内閣部会を、内閣第一部会と内閣第二部会に改組すること。

(党則第四十七条関係)

### 二 党役員任期に関する一部改正

総裁の任期につき、引き続き三期を超えて在任することができないと改めること。

(党則第八十条関係)

### 三 附 則

この改正は、平成29年3月5日から実施すること。

以 上

## 党則の一部改正 新旧対照表

\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>略</p> <p>第四十七条 政務調査会に、政策の調査研究及び立案のため次の部会を設け、各部に 部会長一名並びに部会長代理及び副部会長各若干名を置き、必要に応じ、専任部会長を置くことができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">内閣第一部会 内閣第二部会 国防部会 総務部会 法務部会 外交部会 財務金融部会 文部科学部会 厚生労働部会 農林部会 水産部会 経済産業部会 国土交通部会 環境部会</p> <p>2 部会長、専任部会長、部会長代理及び副部会長は、総務会の承認を受けて、政務調査会長が決定する。</p> <p>略</p> <p>第八十条 役員の任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>2 前任者の任期満了に伴う選挙により選任された総裁の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</p>	<p>略</p> <p>第四十七条 政務調査会に、政策の調査研究及び立案のため次の部会を設け、各部に 部会長一名並びに部会長代理及び副部会長各若干名を置き、必要に応じ、専任部会長を置くことができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">内閣部会 国防部会 総務部会 法務部会 外交部会 財務金融部会 文部科学部会 厚生労働部会 農林部会 水産部会 経済産業部会 国土交通部会 環境部会</p> <p>2 部会長、専任部会長、部会長代理及び副部会長は、総務会の承認を受けて、政務調査会長が決定する。</p> <p>略</p> <p>第八十条 役員の任期は、総裁については三年とし、その他はすべて一年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>2 前任者の任期満了に伴う選挙により選任された総裁の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 総裁が任期中に欠け、又は第六条第四項の規定による選挙の要求があった場合において、同条第二項又は第四項の規定により新たな総裁を選任したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 総裁は、引き続き三期（前項に規定する任期を除く）を超えて在任することができない。</p> <p>5 総裁が新たに選任された場合は、第一項の規定にかかわらず、役員の任期は、終了するものとする。</p> <p>6 総裁以外の役員の任期については、その補欠の場合には、前任者の残任期間とし、新任の場合には、他の一般の役員の任期によるものとする。</p>	<p>3 総裁が任期中に欠け、又は第六条第四項の規定による選挙の要求があった場合において、同条第二項又は第四項の規定により新たな総裁を選任したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 総裁は、引き続き二期（前項に規定する任期を除く）を超えて在任することができない。</p> <p>5 総裁が新たに選任された場合は、第一項の規定にかかわらず、役員の任期は、終了するものとする。</p> <p>6 総裁以外の役員の任期については、その補欠の場合には、前任者の残任期間とし、新任の場合には、他の一般の役員の任期によるものとする。</p>
略	略
<p>附 則（昭和三十年十一月十五日決定）</p> <p>（中略）</p>	<p>附 則（昭和三十年十一月十五日決定）</p> <p>（中略）</p>
<p>附則（平成二十五年三月十七日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十五年三月十七日から実施する。</p>	<p>附則（平成二十四年一月二十二日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十四年一月二十二日から実施する。</p>
<p>附則（平成二十六年一月十九日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十六年一月十九日から実施する。</p>	<p>附則（平成二十五年三月十七日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十五年三月十七日から実施する。</p> <p>附則（平成二十六年一月十九日一部改正）</p> <p>この改正は、平成二十六年一月十九日から実施する。</p>

改 正 案	現 行
<p>附則（平成二十七年三月八日一部改正） この改正は、平成二十七年三月八日から実施する。</p>	<p>附則（平成二十七年三月八日一部改正） この改正は、平成二十七年三月八日から実施する。</p>
<p>附則（平成二十八年三月十三日一部改正） この改正は、平成二十八年三月十三日から実施する。</p>	<p>附則（平成二十八年三月十三日一部改正） この改正は、平成二十八年三月十三日から実施する。</p>
<p><u>附則（平成二十九年三月五日一部改正）</u> <u>この改正は、平成二十九年三月五日から実施する。</u></p> <p>（注）過去五年間分を掲載。</p>	<p>（注）過去五年間分を掲載。</p>